

社会福祉

東大阪市社会福祉協議会

法人

福祉機器短期貸出事業取扱要綱

(目的)

第1条 東大阪市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、福祉機器を必要とする団体・機関・学校等に対して短期貸出事業を実施するにあたり必要な事項を定め、福祉教育の推進及び地域福祉に寄与することを目的とする。

但し、この取扱要綱での福祉機器とは、車いす・アイマスク・白杖・点字板・高齢者疑似体験セットを指す。

(貸出対象)

第2条 福祉教育や福祉のイベントを行うために、福祉機器を必要とする市内の団体、機関、学校等で貸出機器の搬出・搬入ができる者。

(貸出期間)

第3条 貸出の期間は原則として7日以内とする。

(貸出場所)

第4条 東大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）

但し、車いすの貸出は、角田・五条・高井田老人センターでも受け渡しを行うものとする。

(貸出申請)

第5条 福祉機器を借りようとする者は、「別紙」の貸出申請書に所定の事項を記入の上、ボランティア・市民活動センターに申し込むこととする。

但し、車いすの申請手続きのみ、角田・五条・高井田老人センターでも申し込むことができる。

(損害賠償等)

第6条 貸出を受けた者が福祉機器を破損し、又は滅失した場合には、原型に復し返還しなければならない。

2 福祉機器を譲渡、転貸する等貸出の目的以外に使用するなど、貸出条件に違反した場合は、直ちに福祉機器の返還を求めることができる。

3 利用者の福祉機器による事故の損害については、協議会はその責めを負わない。

第7条

この取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この取扱要綱は、平成26年4月1日より施行する。

社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会

車いす短期貸出事業取扱要綱

(目的)

第1条 東大阪市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が、市内の身体障がい者（児）・高齢者をはじめ、車いすを必要とする市民及びその支援を行う校区福祉委員会に対して短期貸出事業を実施するにあたり必要な事項を定め、市民の日常生活の便宜を図ることにより、地域福祉に寄与することを目的とする。

(貸出対象)

第2条 市内に居住する身体障がい者（児）及び高齢者で、一時的に車いすを必要とする者。

- 2 市内に居住で病気、ケガなどにより一時的に車いすを必要とする者。
- 3 原則として、公的サービスの対象者で何らかの理由で、一時的に車いすを必要とする者。
- 4 第2条第1項から第3項に該当する者の支援を行うため一時的に車いすを必要とする校区福祉委員会。

(貸出期間)

第3条 貸出の期間は1ヶ月以内とする。
但し、やむを得ない事由があるときは、最長3ヶ月間延長することができる。

(貸出場所)

第4条 ・東大阪市社会福祉協議会（ボランティア・市民活動センター）
・角田老人センター
・五条老人センター
・高井田老人センター
なお、原則として車いすは、上記貸出場所で受け渡しを行うものとする。

(貸出申請)

第5条 車いすを借りようとする者は、「別紙」の貸出申請書に所定の事項を記入の上、第4条（1）のいずれかの場所に申し込むこととする。

(損害賠償等)

第6条 貸出を受けた者が車いすを破損し、又は滅失した場合には、原型に復し返還しなければならない。

- 2 車いすを譲渡、転貸する等貸出の目的以外に使用するなど、貸出条件に違反した場合は、直ちに車いすの返還を求めることができる。
- 3 利用者の車いすによる事故の損害については、協議会はその責めを負わない。

第7条

この取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この取扱要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この取扱要綱は、平成27年11月18日より施行する。